

年 月 日

様

税理士協同組合の報酬自動支払制度

顧問報酬等のお支払方法説明書

報酬等の支払は下記のとおりとなります。

1. 預金口座からの振替日は、毎月 (休日の場合は翌営業日) です。(いずれかに○印)
2. 月決報酬は毎月 が、預金口座から振替えられます。(いずれかに○印)
3. お支払いの開始は、 からとなります。
4. 万一、振替ができなかったときは、下記によるものとします。(再請求区分)

 翌月分と合算して、翌月に再振替 すみやかに、振込などの方法でお支払い

(いずれかに☑印)

5. 決算、年末調整、調査立会など月決報酬以外の報酬（この制度では**臨時報酬**と総称します）や立替金を振替えるときは、あらかじめ税理士事務所より振替月および金額をご連絡いたします。
6. 「報酬自動支払制度 振替のお知らせ」(シール式ハガキ 裏面ご参照)のご送付は、下記によるものとします。(送付区分)

A. 毎回送付B. 臨時・立替金の請求がある場合に限り送付C. 前月の振替不能分を再請求(合算請求)するときに限り送付
(再請求登録の関与先が対象)D. 臨時・立替金もしくは再請求時に送付(B, Cいずれの場合も送付)E. 送付しない

(いずれかに☑印)

税理士事務所